

# 物 件 譲 渡 証

(買主) 松栄テクノサービス株式会社 殿

物品受渡日	平成	月	日
-------	----	---	---

ユーザー	●●●●●●●●		
住 所 (受渡場所)	〒●●●●●●●●		
物 件	製造メーカー/機種名		数量
	●●●●●●●●/●●●●●●●●		式
価 格	物件価額	円	
	消費税額	円	
	総支払額	円	
決済条件	●●●●●●		
譲渡条件	<p>第1条 売主は、物件明細記載の物件（以下「物件」という）を本書記載の売買条件にて買主に譲渡し、買主は同条件にてこれを買受けた。</p> <p>第2条 物件の売買代金及び決済条件は、決済条件欄記載の通りとする。なお、売買代金の支払に要する費用は買主が負担する。</p> <p>第3条 物件は、譲渡場所欄記載の受渡場所において、物品受渡日欄記載の時期に、現状有姿にて売主から買主に引渡すものとし、買主から売主に対する作業報告書の交付により物件の引渡し完了したものとする。また、引渡完了までに、売主又は買主に責めに出来ない事由で機械が毀損または滅失した時は、買主は代金の支払を免れるものとする。</p> <p>第4条 売主は、物件購入時に添付された取扱い図書一式を、買主に引渡しするとともに、立会いにて現状説明と隠れた毀底の無いことを約する。</p> <p>第5条 買主が物件譲渡に先立って、機械の査定調査を行い、操作作動が正常である事を確認した上、物件譲渡を成立させた場合は、売主は買主に対し機械の性能、品質の保証責務を免れる。</p> <p>第6条 売主及び買主は何等かの事情により、物品受渡日欄の期日に引渡し完了しなかった際は、それぞれ事情がある側が相手に対し、価格欄に記載されている総支払額の10%を違約金として支払うものとする。</p> <p>第7条 物件の引渡完了により、物件の危険負担は売主から買主へ移転し、物件の売買代金の支払完了により物件の所有権は売主から買主へ移転する。</p> <p>第8条 物件はすでに他人の用に供した中古品であり、買主はこれを承諾して買受けるものであり、売主は物件に関する一切の瑕疵担保責任を負担しない。また、物件に他人の情報・データが蓄積されていた場合は、買主の責任でこれを削除又は消去するものとする。万一、買主又は第三者がこれら情報・データをその作成者の承諾なしに利用した場合の責任は、買主が負うものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		

上記の物件を本書記載の条件にて譲渡することの証として、本書に署名押印致します。

平成 月 日

(売主)  
住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印